

# 日天釜裁判ニュース

1997年8月10日発行

第21号

釜山「従軍慰安婦」  
女子労働挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

## 六・八集会大成功！

松岡澄子

四月二十九日に福岡教育連盟の旗揚げ集会が開催されたのと同じ福岡市天神の都久志会館で、六月八日「教科書からは

ずせんバイ！子どもたちに知らせたい女

性たちのこと」の集会を行った。目覚め

たときから降り続く雨にため息を洩らし

ながら会場に向かうと、開場前というの

に、チマ・チョゴリの女子中学生たちを

含む五十人くらいが集まっているではな

いか。私たちが企画する今までの集会と

は破格の会場選定（定員数と会場費）の不安が多少払拭される。結局、集会参加

者は約五百人。福岡教育連盟の七百人に

動でこんなに多くの人が参加してくれたことに感動し、会の成功を喜んだ。マス

関釜裁判とは、一九九二年十一月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子労働挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本國の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

れ、関係から慰安婦制度における国の責任の明確化と「慰安婦」の問題を論じる時、人権の視点を排除して、事実関係のみを論じることはできないと「新しい歴史教科書を作る会」を批判した。（詳細は次号掲載予定）

二人目の講師上杉聰さん（日本の戦争責任資料センター）は昨年七月以降急速に学者、文化人らが「慰安婦」問題を反対の立場から発言しはじめた背景について語られた。（本号4P参照）ゲストの金文淑さん（挺身隊問題対策釜山協議会会長）は李貴粉さん（元日本軍「慰安婦」釜山在住）の「親が売った」と言う人々は、証拠として領収書を出してほしい。

私は一度殺されている」とのメッセージを読み上げ、教科書記載攻撃に対して韓国社会がいかに傷つき、怒っているかをアピールした。（本号3P参照）質疑応答の後、教科書から「慰安婦」の記述を削除しようとする動きに反対し、

### ◎集会報告

集会は「慰安婦」問題が明らかになつた過去六年間の事実をスライドで振り返つた後、ルボライターの西野瑠美子さんが資料、文献を紹介しながら「軍隊慰安婦」の形質（形式と本質）」「レバレー」

責任の視点から」について講演さ

未来を担う若者たちに歴史の真実を伝え、二度と過ちを犯さない意識を広範に育てるという集会アピールを採択した。六月議会への記述削除を求める請願対策が提起され、もりだくさんで長丁場の集会は終わった。

都久志会館を埋めた五百人とともに負の歴史をも直視し、過ちを謝罪にすることによって日本のあるべき姿勢を志向していく精神的体力を養つていかねばと思われた。被害者を原点に被害者の痛みに共感し、課題を共有しながら。

### ◎六月議会請願の動き

四月二十四日、女性教育総合研究所福岡グレースの会（代表 山口貴容子）が福岡県議会と福岡市議会に次のような陳情書を提出した。

本年度から本県教育現場で採択されました教科書の中にかつて第一次世界大戦中の日本軍の行為として“従軍慰安婦”問題や“南京大虐殺”問題等未だ事実関係が確定していない事柄をさも事実のように一方的な歴史観をもつて掲載されてい

ることを知り、たいへん驚くとともに、

非常に悲しく思います。明治・大正・昭和と続いた百年間、日本人が世界の国やすべての人々に対し悪いことばかりをして、良いことは一切していない：との教育は、自分の親や先祖がすべて悪人で悪いことばかりをしてきたと、人に聞かされると同じで、これではすべての子供の純真な心にどんな影響があるかを考えると、私たちは居ても立つでもおられない気持ちになります。

こういう教育を受けた子供に、清く正しく生き、親や先生を尊敬し、社会人となつては自分のことばかり考えず、世のため、人のために役に立つ人間になれと言えるでしょうか。心配でなりません。私たちの切実な思いをご理解くださいまして本県の教科書より右の問題か所の削除、そして次年度よりの教科書採択をお考えくださいますよう、ここに謹んでお願いします。

勢力の教科書攻撃をはねかえそうニュース」の井上澄夫氏が駆け付けてくれて良きアドバイスをいただいた。

紹介議員を依頼する段取りをつけておるので相手が請願書（陳情は回覧のみ、請願は討議あり）を出したら直ちにこちら側も提出できるように逆請願を準備することが確認された。福岡市議会の請願提出の最終日に七団体が請願書を用意していましたが相手が請願をださなかつたので二団体が陳情に変えて提出した。続いて県議会も同様の状況であつた。

幸い福岡ではテーブルの上に乗ることはなかつたが残念なことに茨城と香川の県議会で政府あての意見書が採択された。しかし熊本では運動の成果で右派勢力が請願を取り下げたり、東京では審議未了で廃案になつたりと運動の成果が表れた。今後も被害者の存在を否定するようなこのような請願の動きを厳しく監視し対応していかねばならない。

同じ主旨で楽しい子育てサークルとまことの浄土真宗浄光派 藤野光章氏（県議会のみ）から出されている。

六月議会に紹介議員を得て請願が出される可能性に備えて十日、緊急打合せ会を開いた。東京から「みんなの力で右派



(絵本ナビ)  
12月号

体調悪化のため来日できなかつた李貴粉さんのメッセージを金文淑さんが代読されました。紙面の都合で、西野瑞美子さんの講演要旨は次号で紹介致します。

(まとめ・中川千鶴)

### 李貴粉さんからのメッセージ

私は一一歳の時、日本人と朝鮮の言葉を使う男二人に、お父さんが呼んでいるよと言わせ拉致され、釜山で船に乗せられ下関、そして台湾のショウカという所の慰安所に連行された日本の侵略戦争の犠牲者です。

今日本で何人かの人間が「慰安婦の強制連行はなかつた。その証拠を出せ。朝鮮の親達は皆貧しさのあまり娘をお金で売つた。慰安婦達は戦場での売春でお金を儲けた。公娼達に賠償とは何事か」とわめいているとの報道を聞いて、私は国力が弱かつた植民地朝鮮の娘であつた不幸を悔やむ悲しさより、日本人の救いがない人間喪失が哀れに思えてなりません。私は慰安婦問題をねじ曲げている者達に、父母が私を売つてもらつたお金の領収書を出してもらいたい。儒教の戒律の厳しい朝鮮では、娘を慰安婦に金で売る親は命を懸けてもいらない。日本的一部の心ない人間達が再び私たちを殺していくま

私は終戦の翌年の三月一三日、台湾の高雄から朝鮮人帰国船に拾われて一文無しで命一つで釜山に帰りました。被害者の私がまだ死ねずに生き長らえているのに、なぜ慰安婦攻撃に猛り狂つてているのか、その真実を聞いてみたい。そしておまえ達のデマゴギーは被害者が許さないばかりか全世界の人民が許さないといつてやりたい。

日本政府は民間基金のようなごまかしではなく、はつきりと正しく過去の誤った歴史上の犯罪を反省し、国民に知らせ責任を取るべきだと思う。

### 金文淑さんの発言要旨

この前四月二九日、私はこの場所で実際に奇妙な集団の集会に出会いました。確かに「新しい歴史教育の創造に向けて」というテーマの福岡教育連盟主催の講演会だつたと思います。

このままでは日本の将来が危ういから、次の世代を担う子供たちに自信を持つて伝えることのできる良識ある歴史教科書を作るという、非常に意義あるセミナーであると思い傾聴に参りました。しかるにその講演会は新しい教科書どころか、終始一貫慰安婦攻撃の講演会であること

日本の皆さん。彼らの主張は、戦場に強制的に連れられていつて犠牲にさせられた沢山の「慰安婦」たちに対する殺人行為であり、日本の前途の暗い影であることを申し上げます。



金文淑さん（6.6集会）

## 「二」がおかしい「新しい歴史教科書をつくる会」

講演要旨 上杉 聰さん

六月八日の『教科書からはずせんバイ！子供たちに知らせたい「慰安婦』にされた女性たちのこと』の集会で上杉聰さん（関西大講師、日本の戦争責任資料センター事務局長）にお話をいただきました。「新しい歴史教科書をつくる会」の主張のおかしさ、日本人の歴史認識の偏りについての講演の要旨です。

（あとめ・井上由美）

そして強制連行はなかつた、「慰安婦」問題はなかつたと言いました。

これは調査の手順としておかしいことです。

吉見義明さんは「慰安婦」として名乗り出た方々の証言をまず聞きました。金学順さんは畠の部屋で強姦されつけた「慰安所」のことを訴えました。彼女はそのため日本に来て畠を見たら足がすくんでしまつたのです。

慰安所で苦しめられたということが被害届なのです。現実の「慰安婦」の証言は、吉田さんの回想録をはるかに上回る悲惨なもので、だからこそ話をひとつひとつ聞き取っていく責任があるのです。

今まで「慰安婦」問題があつたのでしょうか。一九九一年に金学順さんが名乗り出なければ、事件として存在しなかつたかも知れません。

犯罪が起つたら、被害者の訴えを聞き、被害の実態を調べます。それから警察が動きります。不思議なことにこの「慰安婦」問題が起つたとき、秦郁彦さんは吉田清治さんが書いた回想録を元に済州島に行き、強制連行がつたかなかつたかだけを調べてきました。

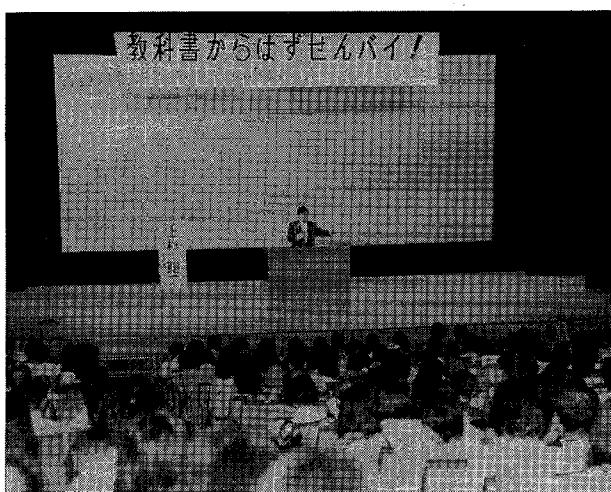
「慰安所」は誰が作つたかということがあります。強制連行はなかつたと言つていった政府が「甘言・強圧による等、総じて

て本人の意志に反して行われた。」（九年八月河野官房長官談話）と認め、この時点で狭義の「強制連行」の問題は終わっています。

ただ政府は全面的関与を認めているわけではなく、「部分的関与」とどまつた」という立場なので「民間基金」のような発想が出てくるのです。

慰安所設置には日本の政治家がたくさんかかわっています。

中曾根・岸信介・産経新聞の鹿内氏たちの名が、資料の中に出できます。



慰安所設置について最も追及されるべき人たちが、日本社会の背後で動いています。

産経新聞は今年四月だけで「慰安婦」問題を八八件扱い、桜井よしこさんをたてて河野談話つぶしにかかりました。それに対し朝日新聞が三月三一日に特集を組みました。産経の朝日批判はすごいものがありました。

地方議会で「慰安婦記述を削除せよ」と陳情が行られていますが、私たちの側が一二一勝一五敗六八引き分けです。逆に地方議会でこちら側から陳情を出した岡山市・高梁市では「削除反対」の陳情が通り、神奈川県藤沢市では、国としてきちんと調査が必要という陳情が採択されました。

日本という国は東京裁判で処刑されているべきはずの人たちが牛耳つてきましたと、思わずのをえません。本来なら「慰安婦」問題を取り上げたら彼らが処罰されるべきです。そんな国で九年から「慰安婦」問題裁判などよく持ちこたえたと思います。

私は「なぜ空襲被害や原爆被害を言わないで、アジアの問題ばかりをやる

のか」と言われます。日本人とアジア人の戦争での死者数は三一〇万人対二〇〇〇万人、約七倍です。この被害者に対して国が一度も追悼したことはありません。アジアの人々を無視してきても痛くも痒くもない感覚があるのではないか。

ここ一〇年間ほど、日本はアジア諸国から批判されてきました。被害を受けた当事者が日本にやつてきて追及して初めて、私たちが何をやつたか受けとめるわけです。もつと早くわかつていればキーセン観光やアジアの女性を連れてきて売春をやらせるというようなことはなかつたでしょう。

日本人は五〇年前に少しまつとうな人間になる機会を失つたのです。それが今も続いているといえます。

現在若い人の八〇%が、アジアに悪いことをしたと漠然と思つていて大事だと思います。問題は、被害者のことを受けとめることを、「新しい歴史教科書をつくる会」が主張するように「自虐的」と言つてゐることです。

司馬遼太郎さんの著作に、将来このことを受けとめるだけの精神的体力が弱つた世代が育つた時、自虐的という観念が出てくる、という意味の言葉が

出でます。アジアと共に存できる「精神的体力」の強靭な若者を育てることが大切ではないかと思います。

## ◆6・8集会 参加者のアンケートから◆

私は在日朝鮮の学生も「慰安婦」問題は、日本の学生にも必要な知識だと思います。私は朝鮮のことをよく詳しく習いましたけど、日本の学生は知らないことが多いです。戦争のことなどもっと学ぶべきだと思います。私が一緒に暮らす祖母も強制連行されて来ました。そういう人たちとは昔のことをよくは語りません。だからこそ話してくれる人たちの話をもっと聞いて、こういう会をもう開けてほしいです。(学生・女性)

「慰安婦」問題について、知らばず、たことをいろいろ知ることがで玉ました。歴史の真実は、私たちが積極的に知ろうとしていけば、どんどんやさしくなってしまうのですね。日頃から心のアンテナをしっかりと立てて、社会の動きや空気に敏感になりたいと改めて思いました。(公務員・女性)

## 第十九回 口頭弁論

最終準備書面提出  
山本晴太

原告の最終準備書面は約一〇万字ほどのもので、これを二〇〇〇字程度に要約するのは大変困難です。関心のある方は全文を通読されることをお勧めします。

準備書面の目次は概ね次のようなものですが。

### 第一 歴史的事実

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員

### 二 戰後補償の国際的潮流

「従軍慰安婦」制度

日本政府の対応

元慰安婦原告らの被害事実

朝鮮人女子労働挺身隊

挺身隊原告らの被害事実

各挺身隊原告らの被害事実

原告らの請求の根拠

道義的国家たるべき義務に基づく責任

- 二 損失補償責任
- 三 立法不作為による国家賠償責任
- 四 挺身労働契約の債務不履行による損害賠償責任

- 五 不法行為による国家賠償責任
- 六 害賠償責任
- 七 結語

このうち、法的主張の部分（第七、「第八」）をあえて要約すると次のようになります。

### 第七 道義的国家たるべき義務に基づく責任

- 1 一九四五年、日本はポツダム宣言を受諾し、翌年、日本国憲法が公布された。
- 2 憲法は憲法の上にある根本規範に規定され、その授権により制定されるものであると解されているが、日本国憲法は実質的にはポツダム宣言によって成立した新たな根本規範の授権を受けた国民が制定した民定憲法である。

- 3 そのポツダム宣言は「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」と規定し、力宣言は明治以来の日本の領土拡張を侵略として否定的に評価し、その結果の回復を要求している。
- 4 日本国憲法前文は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きる」と規定し、

ないやうにすることを決意」と規定している。これは前記のような根本規範からみると、単なる人道主義的戦争否定ではなく、過去の侵略戦争、植民地支配にたいする反省の表明であると解すべきである。

5 そして憲法は九条で戦力の不保持を規定する一方、自國の安全を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」して維持すると宣言している。しかし「諸国民の公正と信義に信頼」するといつても、一方的な信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸国民から日本国の公正と信義が信頼されなければならぬことを意味している。侵略戦争、植民地支配を行つてきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸国民から公正と信義を信頼されるためには、まず、侵略戦争と植民地支配の被害者に謝罪し、その損害を賠償しなければならないことは明らかである。

6 このような意味で、日本国憲法前文及び第九条は政府に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的な内容とする「道義的国家たるべき義務」を負わせている。

1 損失補償責任

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

同三項は「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる」と規定している。

#### 2 解釈上、憲法二九条三項は「公共のため」の「特別の犠牲」を課した場合

に補償を要するものとされている。またこの条文は直接的には財産権の侵害について規定しているが、財産権の侵害に対し補償が必要であるなら、生命・身体の犠牲に対する補償があるのは当然であると考えられている。

#### 3 これに対し、大日本帝国憲法二七条

は「日本臣民ハ其市所有權を侵サルルコトナシ」と規定するだけで、補償について具体的に規定されていない。しかし私有財産の保障は近代市民法原理に基づくものであり、この点において大日本国憲法と日本国憲法の価値体系は同じであり、日本国憲法と同様の解釈により第日本帝国憲法二七条により補償がなされるべきである。

#### 4 原告らは日本国憲法と植民地支配と戦争

という国策に基づき多大な損害を受けた。また原告らは植民地支配を受けていた朝鮮人という特定の範疇に属する人々であり、その損失は受忍限度を超えて人格権や財産権の本質的内容を侵すほど強度の損失である。

#### 5 したがつて、原告らの損失は「公共

のため」の「特別の犠牲」であり、大日本憲法二七条により補償されるべきである。

#### 三 立法不作為による国家賠償責任

1 国会議員も公務員であり、憲法により課せられた行為規範に反して他人に損害を与えた場合には違法とされるべきである。

#### 2 憲法五一条は国会議員に院外免責特権を付与しているが、これは議員個人の責任を免責するものであつて、違法行為により損害を被つた人に対する國家の賠償責任を免責するものではない。

3 植民地支配や侵略戦争により被害を受けた個人に対する戦後補償立法をすべき義務は憲法前文、九条、一四条等々から、明らかであつた。

#### 4 ところが、被告は日本国籍を有する

ものを対象とし、戦争加害者に偏つた戦後補償立法を行い、原告らの被害を賠償・補償する立法を怠つた。

#### 5 したがつて、被告には補償なし賠償立法があれば填補されたであろう原告の損害を賠償する義務がある。

#### 第八 不法行為による損害賠償

1 被告は朝鮮人の戦争被害について、日韓条約で解決済と表明し、十分な調査を全くさないまま、従軍慰安婦に対する國の関与を否定してきた。

2 これらは、道義的国家たるべき義務に違反する違法行為である。

#### 3 また、一九九四年四月二八日、当時の永野茂門法務大臣は「慰安婦は当時の公娼であつて…」と発言した。

4 法務大臣が係争中の訴訟に係わる事項を公の立場で発言することは職務に関連する行為であり、これにより、原告らの人格および名誉は深く傷つけられた。

5 したがつて、被告は原告らに国家賠償法により賠償し謝罪する義務を負う。

## 「慰安婦」問題

### 戦後補償問題の

#### 立法解決に向けて

花房俊雄

#### ◆「国民基金」の破綻

だれの目にも明らかに

「風庄の中、細々支給、『アジア女性基金』発足二周年、実績、韓・比で二五人」（九七年七月一九日付け読売新聞）と、「国民基金」への被害者からの厳しい拒絶が報じられている。

◆始めて  
さる六月二六～二七日、東京で「戦後補償立法ネットワーク」主催の合宿があり、わたしと森田さんが参加した。二日目の二七日には同じく東京で鈴木裕子さんたちが企画した「〈再たびの凌辱〉を許すな！」「国民基金」・緊急国際会議」が開かれていて合宿終了後駆けつけ、各国での国民基金との熾烈な攻防を聞くことができた。二日間の討議と見聞、そこで手にした様々な資料を読んでいく中で永田町を遠く離れた福岡では漠然とした課題であった〈立法解決〉がリアルな実践課題としてある程度認識されてきた。立法解決の必要性、現在どのようない法案が検討され、国会に上程されようとしているのか、法制定への展望と課題についてわざしなりの理解を書き記し皆様の検討に付したい。

韓国では今年の始めひそかに被害者を切り崩して七人に支給を強行したことが、被害者や支援団体・韓国政府を怒らせた。韓国では「慰安婦」問題は植民地支配下で日本から受けた民族的な屈辱と被害の象徴的な問題であり、「国民基金」は責任を取らず金で貧しい被害者を黙らせようとしている傲慢な日本の政策と見なされている。さらに最近の教科書攻撃で藤岡信勝たちの「強制連行はなかった」「『慰安婦』はもともと売春婦で金ほしさのために名乗り出た」との論調が韓国社会の反日感情をさらに強く刺激し、「国民基金」を受け取った七人が「民族のプライドを売り渡した者」と非難される痛ましい事態を引き起こしている。

禁止措置にした。「国民基金」では解決にならないとの韓国政府の意思表示である。台湾の被害者はいまだ一人も受け取っていない。支給開始一周年までに支給実績を作りたい「国民基金」は、これまで対話を続けて来た台湾の被害者を代弁する台北市婦女救援社会福利事業基金会の意向を無視して、五月には新聞広告で直接被害者に名乗り出を促し、勝手に窓口を作った。こうした強引なやり方は被害者や支援団体のみならず、台湾政府の姿勢をも硬化させていた。今年一月から被害者への生活扶助金を毎月新台湾ドル一万五千円（日本円で六万円）にアップし、医療費の全額支給も始めた。また被害者へ日本からの国家賠償が出るまで五〇万元（二〇〇万円）の立て替えが検討されている。

韓国も台湾も被害者の生活支援は自国がする、「国民基金」による卑劣な受け取り



工作をやめて、日本政府による国家賠償法の制定を求めるとの声が日々強まっている。

貧しいフィリピンでは被害者への生活保障はない。日本とフィリピンの支援団体によると懸命の支援が細々と続けられているにすぎない。にもかかわらず一八人しか「国民基金」を受け取っていないのは奇跡に近い。病気や家族の生活苦の為に受け取らざるを得ない被害者は被害者たちの会合で「残念だが、『国民基金』を受け取らざるをえない、ほかの方たちはどうか頑張ってほしい。」と態度表明をして、申請するといふ。受け取った後も、被害者の集まりに出来かけ、ともに国家賠償を求めて闘う人もいるという。屈辱と孤独の人生をに生きてきた被害者たちは、名乗り出て仲間と出会い闘っている今が人生で一番楽しい時だと語る。彼女たちの尊厳回復への熱い思いを、「国民基金」推進者は理解できなかつたに違ひない。今後生活苦の為に「国民基金」を受け取る被害者が続いても、「正義と尊厳」の回復を求めるフィリピンの闘いが終わることはないであろう。

支給開始から一年「国民基金」は被害者全体との和解の入り口すら見いだせない。今後とも「国民基金」は金をちらつかせて被害者への受け取り工作を続けるであろう

が、「和解」とは逆に「恨み」を積み立て行くだけであろう。

#### ◆法的解決を求める声の高まり

「慰安婦」問題の法的解決を求める声は被害者や支援団体以外にも日増しに高まって来ている。周知のごとく昨年四月に国連人権委員会で採択されたクマラスワミ報告は国際法的謝罪と賠償を行うことを勧告し、国際労働機関（ILO）も強制労働禁止条約に違反すると判定を下した。アメリカ政府は七三一部隊と「慰安婦」問題に関連した日本人の入国禁止処置を一次・二次と発表し、現在下院では「アジアの戦争被害者とアメリカ人捕虜への謝罪と補償を求める」決議案が検討されている。日本弁護士連合会は台湾の支援団体からの人権救済申立について一年半にわたる調査の結果を発表し、七月三日日本政府に勧告書を提出した。「女性のためのアジア平和国民基金の活動が、国民党、民進党、新党等の支持を受けられな

未解決であるが、元日本兵についての補償問題は日本の国内法により解決を見た例があり、従軍慰安婦問題についても立法解決は可能である」と勧告している。

こうした国内外の立法解決を促す勧告に日本政府は背を向け、「補償問題は二国間条約で法的に解決済み」との態度を今のところ崩そうとしていない。

一方司法による法的解決も厳しい。戦後補償裁判の地裁での判決が既に何件か下されているが（在日の傷痍軍属、BC級戦犯、企業の強制連行責任等）、時効・立法政策の問題などの理由で、訴えが退けられている。「慰安婦」裁判も来春、関釜裁判を皮切りに判決が続くであろうが、そもそも裁判支援の最初から弁護士に言わってきた「裁判では勝てません、戦後補償法制定運動を頑張ってください」という冷徹な判断からして、勝訴は期待できないであろう。（もちろん我々は「憲法違反の疑いあり、立法解決を促す」との判決を期待していることはいうまでもない）

#### ◆立法解決の課題と見通し

司法、行政（政府）による解決が難しい現状では、残された道は議員立法しかない。議員立法を成立させるには、数多くの障害

を乗り越えなければならない。法律案が衆参両院の法制局を通過できるかどうかが第一関門である。（既存の法体系と矛盾したものでないかが審議される。法制局は、政府の「二国間条約で解決済み」との法解釈にしたがって補償法案自体が退けられて来たが、最近の国連での勧告や弁護士・国会議員たちの働きかけで柔軟になってきているらしい）

第二の関門は、法案提出の為に必要な賛成議員を集めること。（衆議院で五〇名以上、参議院で二十名以上）

第三の関門は委員会審議を経て本会議に送れることができるかどうか。（賛成議員が少ないと審議されず廃案になる。次期国会上程は可能） 最後に本会議で過半数の支持を得られるかどうか。

ここまで書いてきて、国会内の政治状況を考えると絶望的な感じに捕らわれる。だ

がこの困難な状況にトライしている先達がいる。「災害被災者等支援立法」の成立を求めて阪神大震災の被害者たちはこの一年半、市民＝議員立法を数々のハードルを乗り越えて推し進め、自民党・平成会（参議院新進党）の反対を押し切り、六月一八日参議院災害対策特別委員会で継続審議にまでこぎつけた。この日市民＝議員立法実現

推進本部は声明を発表した。〈この法案は、

「主権在民」の基本に基づいた「市民発議」の「市民立法」です。この法案の実現によつて、ただ議員や官僚に「お願い」するだけ

の「陳情政治」、ただ声を張り上げて抗議するだけの「抗議政治」ではない、市民と議員が協力しあつて、市民発議の「市民立法」を「市民＝議員立法」に練り上げる民主主義の新しいかたちが可能となり、今や死に体と化しつつある民主主義再生の重要な契機がかたちづくられます〉と。道路や

ビルの復興の陰に遺棄されて、仮設住宅での孤独死が続く被災者たちは「この国は人間の国なのか」と叫びをあげて、「国家による個人補償はしない」日本政府の基本姿勢を覆す立法運動を推し進めている。アジアの戦争被害者を打ち捨てて、戦後経済復興に突き込んだ日本のありようが二重写しになる。

日本は排外主義の土壤を考えるとアジアの戦争被害者への戦後補償立法は一層の困難が予想される。だがひたひたと追し寄せる国際的な法解決要請の追い風がわたしたちに勇気と力を与えてくれる。

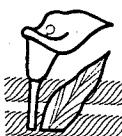
◆いかなる法案が検討されているのか

既に参議院に緑風会の本岡議員が「戦時性的強制被害者問題調査会設置法案」を六月国会に提出した例がある。初めから国家賠償法案では参議院法制局を通らないので真相究明をして、国家責任の明確化と被害者実態の究明を国会で目指す法案である。

二六名の賛成議員を得ての法案提出も、自民党と社民党の反対により審議すらされず（国会用語で「吊るし」にあい）廃案となつた。

衆議院では民主党と緑風会共同で二つの法案が検討してきた。植民地支配と戦争被害者全体の真相究明を目指す「恒久平和調査会設置法案」と「元日本軍「慰安婦」暫定補償法案」である。後者の法案は、国会での真相究明をへて賠償法までたどり着くには早くて数年を要するであろうから、被害者が生きているうちに日本政府による

暫定措置金（I C J = 国際法律家協会が勧告した四百万円）の支払いを目指すものである。日本政府の「慰安婦」問題への公的見解である、一九九三年の河野談話（国閥と強制を認めているが法的責任には言及していない）に基づき、更なる真相究明と国家補償の前段としての被害者への措置である。多くの被害者が「恨み」を残しつ



つ亡くなつて後に国家補償が実現されても、もはや「癒し」も「和解」も手遅れになるであろうから。国家責任が不明確な暫定支給と「国民基金」との違いは、国から直接に被害者に金が渡ること、真相究明と国家賠償への道が閉ざされてないであろう。

この案の発案者・戸塚弁護士によれば、既に被害者側の了解を取り付けていたとのこと。

だがこの二法案も「国民基金」を推進して来た民主党内の議員の反対によりつぶされてしまった。これまでの立法化の動きは、一部の市民団体と国会議員の試みだけで、戦後補償にかかわって來た市民運動全体の認識と実践の決定的な立ち遅れが浮き彫りにされた。七月二六、二七日の東京での合宿での議論を経て以下のことが参加者の共通の認識となつた。

①市民＝議員立法として市民運動の強力な前提なしには立法化の前進はありえないこと。

②教科書攻撃に見られる国論の分裂状態では、真相究明法案の先行が必要である。

③「慰安婦」問題先行ではなく戦後補償全体の解決を目指す。

④「暫定措置法」は尚継続審議に。

合宿の二日間を通して参加者が少なかつ

たことなど、残念ながら盛り上がりにまひとつかけていた。裁判支援や「国民基金」

との攻防、教科書攻撃との闘いなどに追わ

れているのが現実で、十人前後が集まつた

身の丈にあつた運動を展開して來た市民運

動には立法化運動はピンと来ないのが実情

であろう。だが「慰安婦」問題、戦後補償

問題は最終的的局面に入りつつあることは間

違ひない。「反対」よりも「創造」はより

多くのエネルギーを必要とする。「創造」

の課題の大きさの前にたじろぎながらも、

わたしたちは困難に直面したときいつもし

てきた被害者との対話を心のなかで試みよ

うではないか。「被害者は何を求めている

のか、わたしたちは何をすべきなのか。」

。。。



（朝日新聞八月一日朝刊の記事より  
（神戸の事件に対する渡辺さんの談話です）

大人が押し殺してきたものは：

慶大医学部・渡辺久子講師

（児童精神医学）

この事件は、戦中・戦後の歴史の流れの中でもとらえなければならないのではないか。

戦時中の大人は、戦争による理不尽な死で、家族や身近な人と引き裂かれた。敗戦という大変な屈辱を味わいながら國

の再建に取り組むとき、経済的な豊かさが最大の目標になつた。子どもたちの世代に惨めな思いをさせたくない懸念だつた。心を込めて復興に励んだのだろう。

団塊の世代を中心とした戦後の第一世代が見たのは、活力あふれる大人の姿だった。しかし、精神的な指標を受け取ることができなかつた。

同じ敗戦国のドイツでは、ひとつ違つていたことがある。復興と並行して戦争といふおろかな破壊、その中での人間の行為を国を挙げて徹底してみつめたことだ。

これこそが人間を人間たらしめる作業だつた。その過程で人々は戦争について語り、傷を癒（いや）し、人間への信頼を少しずつ回復した。

日本は戦後の歩みでも家族が引き裂かれつづけた。農村の出稼ぎ、高度成長期の企業戦士の夫と銃後の妻もそうだつた。

ヨーロッパやアメリカで、ナチスの迫害を逃れて生き延びた人たちの子どもや孫にさまざまな問題が出てている例がいくつも報告されている。悲しみを表に出さずに押し込めてしまふと、うらみになる。積もつたうらみは、世代を超えて、思いがけない形で噴き出すことがある。

日本には、やり残していることがたくさんある。戦争についてさえ従軍慰安婦問題などは、ようやく語れるようになつたばかりだ。高度成長期の大人の内面やバブルの検証は、ほとんど手がつけられていない。

大人は一貫して胸の中にある個人の感情にふたをして生きてきたように思う。それがよしとされた。いわば透明になつて生きてきたのだ。

自分が押し殺してきたものはなんなのか、まず、それをみつめたい。大人こそが透明な存在だと気づいたとき、やつと子どもたちと向き合える。（談）

# 熊本県議会での 開いの報告

田中信幸

熊本県の六月県議会が始まってから、四日ほど経つた六月二十日に、私は教科書問題を審議する文教治安委員会の吉本委員長（自民）に申し入れ書を持って会いに行つた。新社会党的岩中県議に同行してもらつた。自民党議員控え室の廊下で少し待つと、吉本議員たちが昼食時の会議を終えて出てきた。出てきたメンバーの顔ぶれを見ると、「慰安婦記述削除」請願の紹介議員になっている八浪県議の顔も見える。なるほど、自民党文教治安委員会のメンバーの会合が行われていたのであつた。

吉本委員長の待つ控え室に入るよう指示されたので、岩中議員に続いて中に入ると、「何の用事できたのか」と尋ねられたので、「慰安婦」問題の申し入れ書を持ってきました」と答えると、意外にも吉本委員長は「もうそんなものは受け取る必要がなくなつた」と言つて、さらに「(慰安婦記述削除の)請願は取り下げてもいいことになつた。今八浪先生を説得していたところだ」と付け加えた。驚きのあまり声を出せない私たちに向か

つて、「今日中に自民党県議団の了承を取り付けることになつて、そちらのほうも反対の請願を取り下げるつもり」となる。「いわゆる、ようやく内容が飲み込めた私たちには、思わず『ありがとうございました』と言つて頭を下げた。」

こうして、昨年一二月議会に提出されてから半年の歳月をかけて、右派の「中学教科書

から「慰安婦」の記述削除をもとめる請願」は「取り下げ」と言うあつけない結末を迎えたのである。「保守王国」という言葉がぴたりあてはまる政治風土の熊本県議会で、こうした右派からの請願が「取り下げ」になると言う事は極めてまれな「べき」と言つてよい。戦後五〇年の「追悼感謝決議」の時も九四年の一二月議会で全国に先駆けて決議を上げており、今度の教科書問題でも、自民党内の足並みさえ揃つていたら、岡山などと同じ一二月議会で採択されていたと言われる。

ではこの保守王国の熊本で、どうやって県民の運動の力で取下げさせることができたのか、今後の運動にささやかなりとも教訓になるなら、その内容を簡単にまとめてみたい。

**県下にネットワークを張りめぐらせよう！**  
右派勢力が教科書問題で議会決議を挙げ始めた事を私たちが気付いたのは、昨年一二月の半ばであつた。気付いてみたら、熊本県議会と熊本市議会に「中学教科書から『慰安婦記述削除を求める請願』が提出されており、

そのうち熊本市議会では明日裁決されると言うニュースを聞き、じだんだを踏む思いをしたが、幸い「セットンの会」の仲間が、抗議を申し入れてくれた。祈るような気持ちで結果を見ていたら、自民党以外に賛同する会派がいなかつたために、「取り下げ」となりホント胸を撫で下ろした。県議会は繼續審議となつていた。

年が明けて、今まで議会闘争など経験したことのなかつた私たちはあつたが、今年こそは何としても負けるわけには行かないと決意を新たにした。そんな時、八代の平和学習会のMさんから一通のチラシを送つていた。彼女がPTA会長からもらったといふチラシには、県教委・熊本市教委の後援で、日本教育会熊本県支部主催の藤岡信勝講演会が二月一日の熊本市で開かれることがかかれていった。しかもそのチラシにはPTAや各学校の教職員の動員についても指示してあつた。いろいろ調べて見ると、この背後には八浪県議とつるんだ一部退職校長たちが動いていること、三月県議会での請願の採択に向けたデモンストレーションである事などが分かつてきた。しかし、自民党県議団を敵に回しながら県教委や熊本市教委もそれを応援すると言う構図に対し、果たして我々がどうやつて勝つことができるのか、なかなか気の重くなるテーマであつた。

そこで集まって相談をしながら、ばらばらに闘つたのでは、絶対に勝てない。この際

全県下にネットワークを張り巡らし、そうしたネットワークの力で包囲して行くしか勝利の展望はないだろうと話し合つた。自衛隊のPKO派兵反対などを闘つてきた熊本のグループと、八代で「慰安婦」問題などに早くから取り組んできた市民運動グループが中心になり、全県下の人氏・グループなどに呼び掛けた。県外にも呼び掛けを出した。

ちょうど藤岡グループが「新しい歴史教科書を作る会」を旗揚げした直後でもあり、書店についてみると「自由主義史観研究会」の著書が店頭でベストセラーとして積まれているという光景を目の当たりにした人々の間からは、新たな戦前を感じる人も多く、私たちの呼び掛けには極めて多くの賛同が寄せられた。もちろん独自に県教委などに抗議する団体も多数あった。その結果、一月一日の藤岡講演会は藤岡本人がその朝の「朝まで生テレビ」で完全に敗北しうちひしがれていたことも加わって、会場前での我々の情宣も気合いが入り、彼等が期待したような政治的効果は生まれなかつた。

この藤岡講演会に反対して闘うことによつて、県教委の後援を取り下げさせる事はできなかつたものの、日頃別々に闘ついていきざというときに一つになることができれば、かなりの力になることができると言うことに改めて気付かされたことは大きかつた。それと、一枚岩に見えた自民党も実際はそうではなく、自民党に抗議に訪れた仲間に自民党の

責任者は、「慰安婦（記述削除）問題は党議できたことではない。人浪議員が独自の判断でやつていることだ。」と答えたことに示されるように、自民党もばらばらであるということが分かつたことはおおいに励みになつた。



### 敵の弱点を攻める！

この経験から、頑張れば何とかなるのではないかと言ふ予感が生まれてきたと言えば大袈裟になるが、とにかくこの藤岡講演会を開いた人々に呼び掛け、「教科書攻撃と立ち向かう交流会」を一月一四日に開いたところ、県下各地から一二名の参加で、藤岡講演会を巡る各地での闘いの報告と、今後三月議会に向けてどの様に闘うのかなど相当突っ込んだ議論となつた。八代や退職教職員の会、歴史教育者協議会などではすでに逆請願も準備されているという事情もあり、県下の諸団体・個人に向かつて「請願」の提出を呼び掛けることが決まつた。そして、二月二六日に開く次の会議で新たな組織体として発足する事が決まつた。

こうして「子どもたちの人権と平和を守る熊本県民の会・教科書に眞実を！」が発足した。三月議会を開き抜ぐに当たつてどの様な戦術で臨むのか議論した結果、■反対請願をできるだけ多く提出するために県民に呼び掛ける。請願提出時はできるだけ多くの議員に紹介議員になつてもらう。（この呼び掛け

に応えて、一〇通一六団体からの「反対請願が提出された）■（自民党）議員の説得活動についてはそれぞれの選挙区の人脈などを通じて行う。分かりやすい資料などを渡して学習させる。自民党全体を敵に回さない。■全国の闘う仲間へのFAXなどの要請。■熊本県と姉妹関係を結んでいる韓国忠清南道の在野勢力への協力要請。■マスコミへのアピールなどを決めた。

実際議会内でロビー活動を展開してみて、自民党議員が相当ばらばらであり、とくに若手の議員ほど柔軟であった。そこで昨年夏八代で韓国の元「慰安婦」の方をお招きして講演していただきたときの講演録を文教治安委員全員に配つた。また選挙区のほうから接触できる議員についてはそちらから話してもらった。そして決定的な重みを持ったのは、常任委員会の最終日に忠清南道から届いた三通の要請文であつた。

私たちは相手の弱点を攻めまくろうと始めから意図していた訳ではなかつたが、福島県知事が所信表明の中で五月に熊本で開かれる「男子世界ハンドボール選手権大会」を「熊本を世界へ発信する絶好の機会」と位置付けていることを聞き、これは行けると思った。とくに韓国はアジアでも最強豪のチームであり、応援団も多数来熊することが分かつてゐた。忠清南道からは道知事を初め多数の訪問団が来ることになつてゐた。「せつかく県民が一丸となつてハンドボール大会を盛り上げ、

熊本を世界にアピールしようとしている大事な時に、このような請願を探査したら、どんな結果になるでしょうか?」と問い合わせられた自民党議員たちは、「(採択)しないほうがいい。」と答えた。議会での質問に答える県知事の答弁の中で、「福島知事は宮沢内閣当時の政府見解の支持を表明し「これを白紙撤回することを国際的に深刻な摩擦を引き起す」と述べた。」という時期に忠清南道から「もしこのような請願が採択されるようなことになれば、姉妹関係の破棄も含めた強力な運動を全道民に呼び掛ける」という内容の要請が届いたことは決定的であった。(後で分かったことであるが、県当局はこの要請文が届いた後ただちに忠清南道にFAXを送り「穩便に取り計らつてほしい」とお願いしていたと言う事である。)

### 韓国民衆運動との連帯

結果的には三月一八日の常任委員会で両方の請願は「継続審議」となった。これは私たちにとって不満の残るものであつたが、今後に希望の持てる内容で闘えた事は大きな確信につながった。しかし、右翼勢力が次の六月議会でどの様な巻き返しに出てくるか予断は許されず、私たちは三月二三日に上杉聰さんをお招きして講演会を開催した。講演を聴きながらまた新たな闘いの目標が見えてきたよに感じた。

次に、お世話になった忠清南道の皆さんへ

報告と今後の関係構築に向けた訪問団を派遣することにした。八代の梅田市会議員を初めとして三名のかたが訪韓され、忠清南道ソウルなどで暖かい歓迎を受けて帰られた。とくに自主平和統一民族会議の李壽甲(イ・スガッブ)さんは大変お世話になつた。

その後六月議会の前に是非今度は忠清南道の民衆運動の代表をお招きしようとすることになり、招待状を送つた。私たちとしては六月議会の前に、韓国の民衆の教科書問題に対する気持ちを県議会関係者や県知事などに直接ぶつけることによって、何とか決着を付けてたいと言う強い願望があった。ハンドボール世界大会も終り、またぞろ右翼がいきを吹き返してくるのではないかという不安も一方ではあつたので六月議会はより攻勢的に臨むべきだと思った。

忠清南道からは統一の大田忠南同胞の会の共同議長の崔教振(チエ・キヨージン)さんと、事務局長の尹鐘世(ヨン・ジョンセ)さんの一人がこられた。一人は韓国の民衆を代表して県議会議長、文教治安委員会委員長、県知事、そして自民党熊本県連宛てにメッセージを携えてこられた。もちろんその文面には「このような請願が採択されるようなことがあれば、ただちに忠清南道の全道民に呼び掛け、姉妹関係の破棄に向けた運動を起こすであろう」とはつきり書いてあつた。その後一人は八代と阿蘇郡を訪問され、各地の人々と心に染まる交流をされた。

こうして六月一七日が始まる六月議会を迎えたわけであるが、冒頭に書いたような結果となり、ついに私たちの運動が勝利することができたのである。この勝利の要因をまとめるとすると、第一に、県民の良識を結集させることができたということであろう。別の言い方をすれば、右翼の側のネットワークより、私たち人権と和平を求める側のネットワークがずっと大きかつたと言う事がいえる。第二に、FAXなどによる全国の仲間からの支援、全国的なネットワークの広がりがあつたからできたのだといえよう。第三に、それまでアジアキヤンペーンなどの運動を通じて作つてきた韓国の民衆運動との連帯、とくに熊本県の姉妹関係にある忠清南道の民衆運動との連帯関係が作り出せたことである。第四に、喧嘩に勝つには相手をよく研究してからといわれるが、保守県政のがわの事情を分析し、また自民党内部の分裂状況も見据えて、積極的にロビー活動を行い、自民党全体を一本化させないような戦術を取つた事、そして外圧に弱い行政の本質も利用したといえよう。とにかく喧嘩に勝つためには何でもやる。先手必勝の精神で戦つたことが勝利の要因かもしれない。

しかし闘いは始まつたばかりであり、これからどんな難題が待ち構えているか分からぬ。たまたま運よく勝てたという実感が強いが、これがよその地域での運動に何か教訓にでもなれば幸いである。

## 「慰安婦」問題…田川にて

石井美登里

昨年の十二月、九州の自治労の女性部の皆さんと「ナヌムの家」をお訪ねし、ハルモニたちとお会いしてきました。日頃、自治労方針の『国民基金』推進を果たさなければならぬリーダー格の女性八名と私の総勢九名の旅でした。彼女たちは、なんだか欣然としないまま『国民基金』の正当性を部員に話す立場の自分に悶々としていました。

「ナヌムの家」でハルモニたちとひとときを過ごし、ソウルでは尹貞玉先生、山下英愛さんのお話を聞くことで、自分たちのなかの気持ちが整理できたと旅の終わりに語つてくれました。もう迷うことはない、これからは、自信を持つて「慰安婦」問題と向き合おう…と決意を確かめて九州の各地に戻つていきました。

この旅で、私も改めて、個人として何ができるのか、今何をしなくてはいけないかを尹先生や山下さんとの話を思い出しながら

ら考えました。とにかく、考えることより行動あるのみ…です。韓国の「市民連帯」を支援する会を発足させ、募金を取り組むことで少しでもこの問題を多くの人々に知らせることから始めることにしました。

幸いにも、呼びかけ人は六三名の方々が名前を出してくださって、少し遅れましたが三月から六月始めまで取り組み、七十万円のお金ToSendることができました。このお金の向こう側に、お金を出してくださいた方と関わつてくださった方との語り合いや、熱意がじーんと伝わつてくるようで、本当にありがとうございました、と心から手を合わせました。

この募金活動の締めくくりとして、「慰安婦」問題の原点とこれから」というテーマで集会を六月二八日に行いました。

KBC制作の「誇りの選択」というビデオを見、花房さんのお話を聞くという内容の企画で実施しました。この集会を実施するにあたり、様々なことがありました。田

川で「慰安婦」問題のテーマで集会開催など初めてのことと、市の会場を借りようとしたところ済られたり、逆に、県立大学では人権問題として捉え、協力するの意

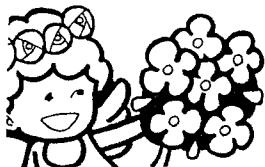
向が出されたりで、ある意味において、この問題がどの様な理解のされ方をしているのかを知ることができました。

当日は、台風八号の直撃の日。よその企画は全て中止となつていきましたが、講師の花房さんが田川に向かつているとのことで、意を強くして実施しました。集まつたのは五一名。当日券（運営カンパ）だけでも二十枚はでるという状況でした。アンケートを見ると、ビデオも講演も大変好評でこのような悪天候にも関わらず中座する人がほとんどいなかつたのも印象的でした。

今、少し自信がつきました。正しい運動であれば支持してくれる人々が必ず現れ、疑うことなく身を任せれば自然までもが力を貸してくれるものだと…少し厚かましくそんなことを周囲の人々に語っています。

微力ですが、田川でこの問題を広げたらいいなと思い、取り組んでいます。





# 次回はついに結審です

第20回口頭弁論  
97年9月29日(月)  
午後1時15分より

次回はついに結審です。お二人の原告が、最終意見陳述を行います。下関では最後の口頭弁論になります。万全の支援体制を整えたいと思います。是非、大勢の傍聴をお願いします。

**多数の傍聴を  
お願いします。**

■ ■ ■

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。早めにお越しください。

## 閩釜裁判を支援する会・活動日誌(20)

1997年

- 6月3日 6・8集会第4回実行委員会
- 8日 「慰安婦」問題を教科書から外せない! 6・8福岡集会(500名参加)
- 10日 6月福岡市・県議会へ削除請願対策会議
- 16日 閩釜裁判第19回口頭弁論
- 6月17日 福岡市議会に「中学教科書から『慰安婦』記述の削除請願を取り上げないように」の要請請願を提出準備。右翼陣営の請願なし。
- 6・8集会実行委員会
- 第48回定例会
- 6月26日 福岡県議会に同上の請願を提出準備(6団体)。右翼側の請願なし。
- 那珂川町議会において削除陳情書は委員会でも本議会でも全会一致で不採択
- 27日 北九州大学文化祭の部落研主催の集会で松岡、「慰安婦」問題で講演
- 28日 田川の「市民連帯を支援する会」で花房「教科書攻撃について」講演
- 7月6日 閩釜裁判ニュース第21号編集会議
- 12日 北九州市で開かれた北京JACの「慰安婦」問題分科会で両花房報告
- 15日 第49回定例会
- 26日 福教組久留米支部・民間教育研究会の女子教育部会で繩崎・花房(恵)報告

## 山口地裁下関支部

下関市上田中町8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線(または東駅を通るバス)山之口下車

自動車の場合は椋野(むくの)トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒に行きましょう。

集合場所: 九州クリスチ教会館

集合時間: 午前10時30分

26~27日 戦後補償立法全国合宿に森田・花房参加

8月3日 閩釜裁判ニュース編集作業

10日 ニュース発送作業

明日  
太  
ヤ  
ア  
ふ  
や  
く  
18

野村進さんの「レポートージュ  
「コリアン世界の旅」(講談社)は  
在日韓国・朝鮮人の問題をニュー  
トロ(より)視点で描きとても読  
みごたえがあります。ぜひ一読  
をおすすめします。(Y)

## 閩釜裁判ニュース 21号

1997年8月10日発行

編集作業人 花房俊雄

井上由美 佐京剛志

佐京拓子 花房恵美子

発行

戦後責任を問う閩釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子・入江清弘

会費 年間 3000円

郵便振替 01740-0-47678

口座名 閩釜裁判を支援する会